

天理市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

天理市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則その他の議会の規則及び同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。以下同じ。）及びその他の申請、届出その他の手続に係る根拠となる規定で市の機関等が定めるもの並びに奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する奈良県の条例及び規則をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、市の議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立して権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（申請等を受ける市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該申請等を受ける市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（処分通知等を行う市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該処分通知等を行う市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織

(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその
 手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子
 情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、
 当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなし
 て、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該
 申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ
 の記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする
 ことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ
 り行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、
 電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人
 を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条
 第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又
 は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えるこ
 とができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用
 料その他の収入金(以下「手数料等」という。)の納付の方法が規定されてい
 るものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当
 該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処
 理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等
 で定めるものをもって行うことができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、
 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合
 その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ
 り行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則
 等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該
 部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2

項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処

分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

（1） 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業

所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他のこの条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。
(天理市行政手続条例の一部改正)
- 2 天理市行政手続条例（平成８年12月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第４項第２号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。